

令和 8 年 2 月 9 日

飯塚市立病院業務委託業者公募要領

飯塚市立病院

1 業務名

令和 8 年度飯塚市立病院電気設備管理業務委託

2 委託業務の内容

仕様書参照

3 業務委託予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

4 参加資格要件

次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和 8 年度飯塚市役務有資格者名簿に登録されていた者
- (2) 会社更生法第 17 条規定に基づく更生手続きの開始申立て又は民事再生法第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者

5 公募要領及び仕様書の交付場所

〒820-0088 福岡県飯塚市弁分 633-1

公益社団法人地域医療振興協会 飯塚市立病院 会計課用度係

6 提案書（見積書含む）の受付期間、場所及び方法

令和 8 年 2 月 16 日（月）から令和 8 年 2 月 25 日（水）午後 5 時までに
飯塚市立病院会計課用度係へ郵送するかご持参ください。なお、受付期
間に提出されなかったものは受理しない。

【送付先】

上記、交付場所と同じ

7 質問について

質問等ありましたら文書にてご提出願います。必要と思われる場合にのみ
担当者より直接お答え致します。

8 提案書の提出

次項の「9 企画提案書項目」毎に作成し、以下のことに留意し提出する
こと。

- (1) 提出様式
 - ①提案書には表紙を付け、A4版とし両面印刷とする。
 - ②ページ番号 各ページに一連の番号を付ける。
- (2) 提出部数
 - ①6部（原本1部、コピー5部）
- (3) 提出書類
 - ①企画提案書
 - ②損害賠償に関する証書の写し
 - ③医療関連サービス振興会認定証書の写し
 - ④代行保証又はそれと同等の保証が得られる証書の写し
- (4) その他の留意事項
 - ①提出された書類について、提出後の追加及び変更は不可とする
 - ②提出された書類は、一切返却しない。
 - ③書類の作成、提出に要する一切の費用は参加者の負担とする。

9 企画提案書項目

- (1) 業務遂行能力
 - ・会社概要
 - ・委託業務実績
- (2) 実施体制
 - ・人員配置等
 - ・教育研修体制
- (3) 業務に関する取り組み
- (4) 安全事故防止体制
- (5) 非常時対応能力
 - ・サポート体制
 - ・損害賠償
 - ・代行保証
- (6) その他
 - ・上記以外の独自の実現可能な案を提示すること
- (7) 見積書（別紙）
 - ・委託料の見積、明細書

10 審査及び選考

提案書の内容を総合的に審査した上で、受注者を特定する。

11 選考結果

選考結果は、速やかに電話連絡もしくは文書にて通知する。

12 その他

- (1) 契約締結は令和8年4月1日付とし、決定業者と詳細について別途

協議を行う。

(2) 令和 8 年 3 月 31 日以前の準備などに必要な経費については、受注者の負担とする。

13 問い合わせ先

公益社団法人地域医療振興協会

飯塚市立病院 会計課用度係

担当：伊藤・宮崎

電話：0948-22-2980

FAX：0948-24-3812

飯塚市立病院
会計課用度係

電気設備管理業務仕様書

電気設備管理業務仕様書

総 則

飯塚市立病院内における電気設備の適正かつ円滑な機能及び運転を維持するため、この仕様書及び業務委託契約書に基づき管理・作業を行うものとする。

なお、この仕様書及び業務委託契約書に記載されていない事項があつても、現場の状況に応じ管理上必要と認める業務については、飯塚市立病院と協議のうえ実施するものとする。

1. 業務目的

関係法令及び電気保安規定その他関係諸規定を遵守し常に善良なる管理と注意を払い目的達成に努める。

- (1) 設備の性能を最大限に發揮させ、院内の衛生的、機能的環境を向上させる運転、監視をする。
- (2) 無事故、無公害に努め、感電等による人身事故を起こさないようにする。
- (3) 適正な日常点検を実施し、事故を防止するよう努める。
- (4) 省エネルギーを図り、消費の減少に努める。
- (5) 業務の合理化を図り、省力化に努めるようにする。
- (6) 業務を遂行するために、電気工事士を従事させること。

2. 業務内容

電気設備の維持、管理及び保守点検

(1) 日常作業

- ①電気設備の巡回点検
- ②受電日誌の記録
- ③照明設備の不点点検及び取替（ランプ類は飯塚市立病院が負担）
- ④コンセントの不良修理及び取替（器具類は飯塚市立病院が負担）
- ⑤配線絶縁低下時における不良部分の点検及び応急処置
- ⑥その他設備の外観点検（適宜）
- ⑦蓄電池の目視点検、清掃及び補水
- ⑧その他病院の指示する事項

(2) 除外作業

- ①電気機器の分解及び調整
- ②各継電器の試験検査及び調整
- ③蓄電池の精密点検及び調整
- ④避雷設備の点検

- ⑤保安規定に基づく定期的保安点検及び測定試験
- ⑥特殊場所の照明用管球類の取替
- ⑦各医療機器（ナースコールボタンスイッチ等軽微なものを除く）の点検、修理。

3. 一般事項

(1) 業務時間

- ①月曜日から金曜日までの午前 8 時から午後 5 時まで
- ただし、病院が上記業務時間終了後においても、業務のため必要と認めた時間については業務が発生する。

(2) 休日

- ①日曜日及び土曜日
- ②国民の祝日（その日が日曜日にあたるときは、その翌日）
- ③12月 29 日、12月 30 日、12月 31 日、1月 2 日及び 1月 3 日
- ただし、病院が上記休日においても、業務のため必要と認めた日については業務が発生する。

(3) 業務を遂行するために、電気工事士の有資格者を従事させること。

(4) 電気工事士は業務の内容に基づき、病院の指示のもとに業務を遂行するものとする。また、業務員は常駐するものとする。

4. 経費の負担

- (1) 業務に必要な付帯設備、電気水道、計測器、工具類及び消耗品等は病院が無償で提供する。
 - (2) 勤務時間中、統一された服装（制服）及び名札を着用させること。
- なお、これに要する費用は業者の負担とする。

5. その他

- (1) 日常の運転管理業務の実績を遅滞なく病院に報告するものとする。
(業務日誌の提出)
- (2) 電気室における監視業務は、電気工事士が行うものとする。
- (3) 本業務に従事する者は、個人情報保護法および関連規定に基づく研修を必ず受講すること。

6. 契約期間

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

以上